

# 税金

暮らしと政治が見える

25

三木 義一

確定申告の季節がようやく終わりました。今回からは、私たちの日常生活で生じているへおかしな税金問題を紹介してみましよう。

ある夫婦が離婚することになりました。妻は長い間家事労働に従事していましたが、夫の財産の分与を請求できます。この夫が現金一億円と先祖伝来の土地家屋一億円相当を所有しており、どちらでもいいから持っていけと言ったとしましょう。あなたが妻なら、どちらを選びますか？

答えは、夫を税金でさらに苦しめなければ不動産ですし、分与してしまえもらえばいいのなら現金—ということになります。

なぜそうなるのか、少し

## 離婚と財産分与

説明しましょう。皆さんは、妻が不動産を分与してもらうと、妻のほうに税金がいろいろかかるのではないかとと思われるかもしれませんが、しかし財産分与された場合、現金であっても不動産であっても、原則として分与された人には贈与税等は課されません。

反対に、分与した元夫は

## 夫と妻のどちらに課税？

不動産を元妻に「譲渡」することによって分与義務がなくなるわけですから、時価で譲渡したことになると思います。そうすると、この元夫

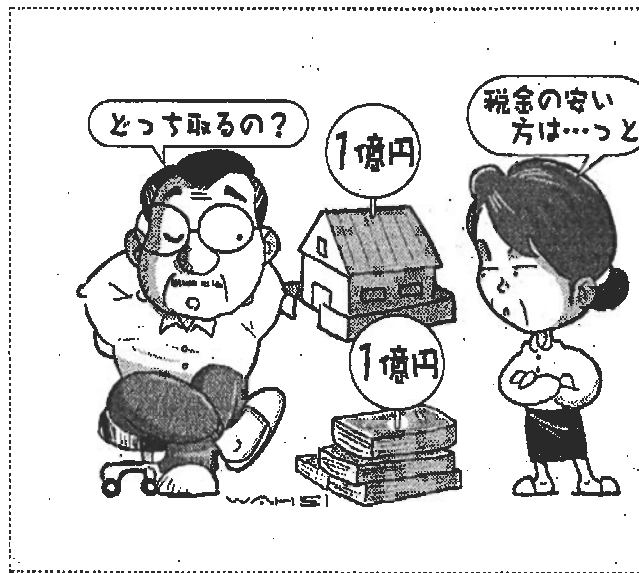
譲渡所得になります。先祖伝来の土地であれば取得費はかからないという税法上の仕組みはなかなか理解されがたくて、いろいろなト

ラブルを生んでいます。逆に、もしこの土地家屋を自分の財産を譲った夫のほうにさらに税金がかかり、もらった妻には登記費

家屋の取得費を引いた額があるの、そこから土地

がパブル期に三億円で取得した物件であれば、譲渡損

めします。(立命館大法学部教授)



が二億円生じたことになり、この場合は課税されません。また、現金を分与した場合には、譲渡所得は生じませんので、分与した夫にも、された妻にも原則として課税問題は生じないのです。

財産分与を話し合うとき、妻としては、夫が本当に財産を分与してくれるのかどうか不安になることもあって、離婚届を出す前に不動産の分与を求めることがあります。

しかし登記法上、離婚の前に、財産分与を理由にした所有権移転はできません。そこで、あわてて、贈与を理由に移転登記をしてしまうと、妻に高額な贈与税がかかることとなりますので要注意です。

いずれにしろ、財産分与をするときは事前に税理士さんに相談することを勧め